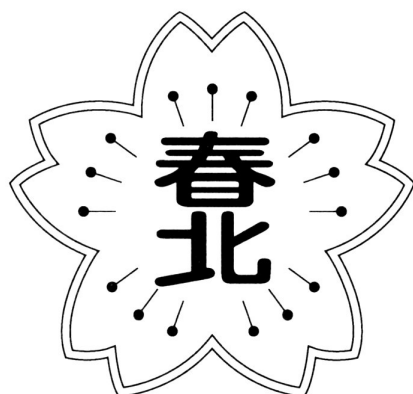


第31回
佐賀市立春日北小学校
PTA 総会



令和8年5月15日【金】

佐賀市立春日北小学校

主催：佐賀市立春日北小学校 PTA

令和8年度春日北小学校PTA総会次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 学校長挨拶
- 4 議長選出
- 5 議案審議

- 議案 第1号 令和7年度 活動報告
- 議案 第2号 令和7年度 一般会計・監査報告
令和7年度 特別会計・監査報告
令和7年度 周年事業特別会計・監査報告
- 議案 第3号 令和7年度 給食費会計・監査報告

◇ 質疑応答 ◇

- 議案 第4号 令和8年度本部役員並びに正副委員長選出と承認
 - 1) 新本部役員、正副委員長の承認
 - 2) 新本部役員並びに正副委員長の紹介
 - 3) 本部役員退任挨拶
- 議案 第5号 令和8年度 基本方針・活動方針 (案)
令和8年度 年間行事予定 (案)
- 議案 第6号 令和8年度 一般会計予算 (案)
令和8年度 特別会計予算 (案)
令和8年度 周年事業特別会計 (案)
- 議案 第7号 令和8年度 給食費会計予算 (案)

◇ 質疑応答 ◇

- 参考資料① PTA 会則について
- ② PTA 活動の概要について
- ③ PTA 委員会内規について
- ④ PTA 慶弔規程について

- 6 閉 会

【議案 第1号】
令和7年度 活動報告 No1

	4月	5月	6月	7月
共通	11 入学式	16 PTA総会 7 正副委員長会①	8 フリー参観	2 正副委員長会②
本部	7 本部役員会① 18 役員決め 23 本部役員会②	1 あいさつ運動 15 あいさつ運動 15 総会資料印刷	2 あいさつ運動 16 あいさつ運動 18 本部役員会③	1 あいさつ運動 9 市内一斉街頭活動 15 あいさつ運動
広報	委員会編成協議	9 印刷会社へ記念誌作成相談、依頼 14 30周年打ち合わせ（正副のみ） 27 親子ふれあい活動案内配布	8 フリー参観（取材） ふれあい活動 11 給食試食会 20 1年生給食試食会 第1回編集作業案内配布	9 第1回編集作業 末 印刷会社へ1回目校正依頼
生活文化			9 フリー参観（お譲り会→中止） 6 佐賀市人権ふれあい学級セミナー2名 10 佐賀市人権ふれあい学級セミナー2名 20 佐賀市人権ふれあい学級セミナー2名 24 佐賀市人権ふれあい学級セミナー2名	
北っ子安心				印にやく神社パトロール→中止
地区	初 交通安全立ち番計画 （各地区毎） 初 こども110番確認 （各地区毎）			初 夏休みラジオ体操当番計画作成 （各地区毎）
体育				
きたきた祭り				
ひまわり		10 打ち合わせ①		
学年	※ ①…1学年 ②…2学年 ③…3学年 ④…4学年 ⑤…5学年 ⑥…6学年	中 ④ふれあい活動案内通知配布 ④ふれあい活動打ち合わせ（内容・景品等） ④ふれあい活動最終確認通知配布 ④ふれあい活動最終打ち合わせ（内容・物品確認） 14 ⑥ふれあい活動打ち合わせ 16 ①ふれあい活動打ち合わせ（正副のみ） 19 ①ふれあい活動打ち合わせ（先生方） 27 ②ふれあい活動案内配布 16 ⑥ふれあい活動打ち合わせ（先生方） 19 ⑥ふれあい活動案内配布 23 ⑥ふれあい活動出血表回収→集計	8 ②ふれあい活動（ペン立て作成） 4 ⑤ふれあい活動事前準備 8 ③ふれあい活動準備 8 ⑥ふれあい活動（ミニ運動会） 8 ⑤ふれあい活動（制作） 8 ④ふれあい活動（フォトフレーム作り） 8 ③ふれあい活動（大玉転がし） 5 ①ふれあい活動話し合い（学年委員全体） 20 ①ふれあい活動	

【議案第1号】

令和7年度 活動報告 No2

	8月	9月	10月	11月
共通		17 正副委員長会③	22 正副委員長会④ 26 運動会	5 正副委員長会⑤ 15 30周年きたきたまつり準備 16 30周年記念式典きたきたまつり
本部	3 第1回古紙回収 24 親子ふれあい除草活動	1 あいさつ運動 3 本部役員会④ 16 あいさつ運動	1 あいさつ運動 15 あいさつ運動 23 本部役員会⑤	4 あいさつ運動 29 まち協こども縁日 12 市内一斉街頭活動 17 あいさつ運動 26 本部役員会⑥
広報			15 運動会での活動のご案内配布(全学年ラインにて) 26 運動会(取材)	12 30周年記念式典等取材活動案内 16 30周年記念式典、記念イベント 27 30周年記念パルナーズ
生活文化				16 きたきたまつり 29 まち協子ども縁日→お譲り会
北つ子安心	3 第1回古紙回収 24 ふれあい除草 9 川上峡花火大会パトロール			16 きたきたまつり
地区	3 第1回古紙回収協力			15 きたきたまつり準備 16 きたきたまつり(学校かくれんぼ)
体育			26 運動会テント片付け	16 きたきたまつり・30周年記念式典 26 パルナーズ交流事業
きたきた祭り		24 きたきたまつり会議		16 きたきた祭り開催(ステージ、見守り等)後片付け
ひまわり			4 打ち合わせ②	
学年				

【議案第1号】
令和7年度 活動報告 No3

	12月	1月	2月	3月
共通	10 正副委員長会⑥ 2 佐賀市バルーン係留	28 正副委員長会⑦		13 卒業式
本部	1 あいさつ運動 15 あいさつ運動	8 あいさつ運動 15 あいさつ運動 21 本部役員会⑦	2 あいさつ運動 16 あいさつ運動	2 あいさつ運動 16 あいさつ運動
広報	2 佐賀市20周年記念バルーン係留 3 第2回編集作業 10 第3回編集作業 17 第4回編集作業 25 印刷会社へ2回目校正依頼		4 第4回編集作業 6 第5回編集作業 13 今年度の活動終了案内 14 打ち合わせ 27 再々校正確認	12 30周年記念誌配布
生活文化				
北っ子安心				
地区				
体育				
きたきた祭り				
ひまわり		12 親子ふれあい活動	7 かいもの学習の引率(2名)	
学年				13 ⑥卒業式 先生方へ

令和7年度 春日北小学校PTA一般会計 収支決算書

《収入の部》

(円)

科 目	当初予算	収入済額	予算との比較	説 明
会費	1,511,520	1,534,668	23,148	(第1子及び職員@250円 第2子@130円)
研修負担金	15,000	0	△ 15,000	研修参加費個人負担分
繰越金	2,013,972	2,013,972	0	前年度繰越金
雑収入	64	1,923	1,859	利息
合 計	3,540,556	3,550,563	10,007	

《支出の部》

(円)

科 目	当初予算	支出済額	予算残額	説 明
運営費	715,000	375,522	339,478	
会議費	20,000	0	20,000	お茶・コーヒー等
事務費	90,000	33,360	56,640	インク・用紙・プリンタ等
渉外費	30,000	0	30,000	PTA会長活動費
記念品費	200,000	58,884	141,116	卒業式祝餅代・辞任式花束代
慶弔費	20,000	0	20,000	香典料
市P県P負担金	250,000	204,880	45,120	県P負担金・市P負担金
大和町ブロック協議会負担金	5,000	5,000	0	大和町PTAブロック
県互助会費	100,000	73,398	26,602	県安全互助会費
活動費	1,870,000	1,281,952	588,048	
研修費	200,000	97,500	102,500	研修参加費等
九P大会研修費	150,000	0	150,000	開催地 福岡
PTA新聞印刷費	300,000	300,000	0	周年記念誌
委員会活動費	350,000	262,704	87,296	14委員会
教育奨励費	220,000	160,156	59,844	運動会ジュース代
清掃奉仕飲料代	100,000	95,592	4,408	ふれあい除草作業お茶代
ふれあい親睦行事費	150,000	0	150,000	係留バルーン等
運動会警備員雇用費	100,000	66,000	34,000	駐車場等警備員代
30周年事業積立金	300,000	300,000	0	周年事業特別会計へ
教育振興費	20,000	1,500	18,500	
環境補助費	20,000	1,500	18,500	除草作業軽トラお礼
雑費	10,000	0	10,000	
予備費	925,556	0	925,556	
合 計	3,540,556	B 1,658,974	1,881,582	
(収入総額 A)		(支出総額 B)		差引残額(A-B)
3,550,563		1,658,974		1,891,589

監査報告書

春日北小学校長 様

令和8年3月30日、当校において令和7年度春日北小学校PTA一般会計
学年末決算にかかる会計監査を行ったので、下記のとおり報告する。

記

1. 監査対象 令和7年度春日北小学校PTA一般会計
2. 監査方法
- a. 金銭出納状況
 - b. 証拠書類の整理状況
 - c. 通帳(現金)の保管状況
3. 監査結果
- a. 金銭出納状況について、適切である。
 - b. 証拠書類の整理状況について、適切である。
 - c. 通帳(現金)の保管状況について、適切である。

以上

令和8年3月30日

監査員 峰松 萌絵



監査員 宮園 誠司



令和7年度 春日北小学校 P T A 特別会計 収支決算書

《収入の部》 (円)

科 目	当初予算	収入済額	予算との比較	説 明
佐賀市補助金	30,000	6,480	△ 23,520	
佐賀市資源物回収補助金	10,000	6,480	△ 3,520	
社会福祉協議会補助金	20,000	0	△ 20,000	
雑収入	581,063	8,500	△ 572,563	
預金利息	63	811	748	
北きた祭り余剰金	1,000	0	△ 1,000	
北きた祭り準備金戻入金	550,000	0	△ 550,000	
古紙回収売り払い代	30,000	7,689	△ 22,311	
繰越金	1,029,779	1,029,779	0	
合 計	1,640,842	A 1,044,759	△596,083	

《支出の部》 (円)

科 目	当初予算	支出済額	予算残額	説 明
事業費	1,050,000	395,480	654,520	
備品購入費	200,000	95,480	104,520	高跳びパー、コードレス電話機
北きた祭り準備金	550,000	0	550,000	
30周年記念式典準備積立金	300,000	300,000	0	周年事業会計へ
雑費	0	0	0	
予 備 費	590,842	0	590,842	
合 計	1,640,842	B 395,480	1,245,362	
(収入総額 A)		(支出総額 B)		差引残額(A-B)
1,044,759		395,480		649,279

監査報告書

春日北小学校長 様


令和8年3月30日、当校において令和7年度春日北小学校PTA特別会計
学年末決算にかかる会計監査を行ったので、下記のとおり報告する。

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 監査対象 | 令和7年度春日北小学校PTA特別会計 |
| 2. 監査方法 | a.金銭出納状況
b.証拠書類の整理状況
c.通帳(現金)の保管状況 |
| 3. 監査結果 | a.金銭出納状況について、適切である。 <input checked="" type="checkbox"/>
b.証拠書類の整理状況について、適切である。 <input checked="" type="checkbox"/>
c.通帳(現金)の保管状況について、適切である。 <input checked="" type="checkbox"/> |

以上

令和8年3月30日

監査員 宮園 誠司 

監査員 緒方 美津子 

令和7年度 春日北小学校PTA周年事業特別会計 収支決算書

《収入の部》

(円)

科 目	当初予算額	収入済額	予算との比較	説 明
雑収入	600,010	600,594	584	
預金利息	10	594	584	
周年式典準備積立金	600,000	600,000	0	一般、特別会計より積立(30万ずつ) Tシャツ売上
繰越金	612,019	612,019	0	
合 計	1,212,029	1,212,613	584	

《支出の部》

(円)

科 目	当初予算額	支出済額	予算残額	説 明
事業費	1,000,000	1,210,888	△ 210,888	
30周年事業式典準備金	1,000,000	1,210,888	△ 210,888	記念Tシャツ作成費、記念品購入費、記念式典代
予 備 費	212,029	0	212,029	
合 計	1,212,029	1,210,888	1,141	
(収入総額 A)		(支出総額 B)		差引残額(A-B)
1,212,613		1,210,888		1,725

監査報告書

春日北小学校長 様


令和8年3月30日、当校において令和7年度春日北小学校PTA周年事業特別会計学年末決算にかかる会計監査を行ったので、下記のとおり報告する。

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 監査対象 | 令和7年度春日北小学校PTA周年事業特別会計 |
| 2. 監査方法 | a.金銭出納状況
b.証拠書類の整理状況
c.通帳(現金)の保管状況 |
| 3. 監査結果 | a.金銭出納状況について、適切である。 <input checked="" type="checkbox"/>
b.証拠書類の整理状況について、適切である。 <input checked="" type="checkbox"/>
c.通帳(現金)の保管状況について、適切である。 <input checked="" type="checkbox"/> |

以上

令和8年3月30日

監査員 緒方美津子 

監査員 峰松 萌絵 

令和7年度 佐賀市立春日北小学校給食費会計決算書

1. 収入の部

(単位:円)

項目	予算	決算	備考
(1) 児童給食費	22,216,195	18,751,740	準要保護含む
(2) 職員給食費	2,883,000	2,891,162	
(3) 前年度繰越金	495,683	492,623	
(4) その他	7,140,275	12,490,630	市補助金(物価高騰分) 7,090,275円 市補助金(3学期無償分) 5,369,045円 実習生・来校者等 31,310円
合計	32,735,153	34,626,155	

2. 支出の部

項目	予算	決算	備考
(1) 主食費(パン・米飯)	4,849,188	5,000,542	
(2) ミルク費	7,112,835	6,641,817	
(3) 副食費(おかず)	20,227,448	20,663,590	
(4) その他	545,682	1,844,961	R6市補助金の返納分 4,750円 給食費の還付 1,837,065円 給食費の還付の手数料 3,146円
合計	32,735,153	34,150,910	

3. 残高

(収入額) (支出額) (現在残高)
 ¥34,626,155 - ¥34,150,910 = ¥475,245

残金 475,245円は、令和8年度へ繰り越します。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和8年3月30日

佐賀市立春日北小学校
 校長 熊谷 智之

会計担当 緒方 美津子

R7支出 ¥34,150,910

	主食費	ミルク費	副食費	その他(返金等)	合計
4月	324,255	465,825	1,178,584	4,750	1,973,414
5月	493,537	723,840	1,833,354	4,000	3,054,731
6月	446,018	721,922	2,051,494		3,219,434
7月	313,590	459,660	1,415,581		2,188,831
8月					0
9月	488,516	740,621	2,409,219		3,638,356
10月	555,151	783,428	2,495,220		3,833,799
11月	359,448	587,469	1,856,699	12,725	2,816,341
12月	562,235	617,058	1,974,030	17,235	3,170,558
1月	504,565	531,031	1,650,219		2,685,815
2月	554,747	570,003	1,837,210	1,806,251	4,768,211
3月	398,480	440,960	1,961,980		2,801,420
合計	5,000,542	6,641,817	20,663,590	1,844,961	34,150,910

R7収入 ¥34,626,155

	児童給食費	準要保護給食費	教職員給食費	その他	合計
前年度					492,623
4月	4,935	0	279,120	0	284,055
5月	1,460,000	0	292,140	7,090,275	8,842,415
6月	8,343,762	511,421	247,140	21,700	9,124,023
7月	839,120	254,883	292,220		1,386,223
8月	1,532,089	254,883	225,500		2,012,472
9月	800,000	0	290,360	620	1,090,980
10月	1,495,340	259,608	273,780	3,100	2,031,828
11月	807,189	258,883	269,750	5,890	1,341,712
12月	1,133,160	266,403	280,160	5,369,045	7,048,768
1月	171,860	316,729	365,662		854,251
2月	41,475	0	39,370		80,845
3月		0	35,960		35,960
合計	16,628,930	2,122,810	2,891,162	12,490,630	34,626,155
					次年度繰越金 ¥475,245

監査報告書

春日北小学校長 様

令和8年3月30日、当校において令和7年度春日北小学校給食会計学年末決算にかかる会計監査を行ったので、下記のとおり報告する。

記

1. 監査対象 令和7年度 春日北小学校給食会計
2. 監査方法 a.金銭出納状況
b.証拠書類の整理状況
c.通帳(現金)の保管状況
3. 監査結果 a.金銭出納状況について、適切である。
b.証拠書類の整理状況について、適切である。
c.通帳(現金)の保管状況について、適切である。

以上

令和8年3月30日

監査員

村本美和 

監査員

馬場 中かり 

【議案第5号】

■令和8年度 基本方針・活動方針（案）

＜基本方針＞

本校PTAが発足して31年目を迎え、改めて新たなPTA活動を目指しつつ、本年度も引き続き「子どもへのまなざし運動」を推進し、「自分たちの子どもは、自分たちで守る」を基本に、子どもを育む学校・家庭・地域が一つとなり、『対話』と『協働』を図ることを目的に、春日北PTAが責任をもって行う。

1. 学校教育を正しく理解し、学校運営に側面より協力する。
2. 会員相互の連帯意識の高揚と、学校・家庭・地域・企業は一体であることを十分に認識し、相互理解を深めるとともに連帯感を高めよう。
3. 学校及びPTA行事には積極的に参加し、子どもの学校生活の実態を知り、さらに教師と保護者、及び保護者同士の親睦を深める。
4. 学校教育及び家庭教育をさらに充実させるために、社会教育、地域の奉仕活動にも積極的に参加し協力する。
5. 児童及び生徒の身体の健全な発達に資する学校給食法の趣旨を理解し、給食費未納者ゼロを目指す。

＜活動方針＞

1. 全会員がいずれかの委員会に属し、PTA活動の一員としての役割を担うことで会員の意識高揚を高めるとともに、作業分担により各個人の負担の軽減を図る。
2. 諸団体との連絡提携を密にし、地域一体となって非行防止と校外生活の安全に努める。
3. 独立委員会

○地区委員会

地区委員をもって構成し、児童の校外生活補導と安全保持に努め、学校と家庭、地域の連携を図り、社会生活において児童を正しく健やかに育てるための企画運営を積極的に行う。

○学年委員会

学級、学年の連絡調整に当たり、この会の目的、方針を達成するために必要な諸活動を積極的に行う。また学年ごとに親子ふれあい活動の企画運営、きたきた祭りへの出店の企画運営を行う。

○ひまわり委員会

ひまわり学級に在籍する児童の保護者間の連携を図り、この会の目的、方針を達成するために必要な諸活動を積極的に行う。

4. 専門委員会

○生活文化委員会

本校児童及び会員の福利の増進にあたり、厚生会務の企画運営にあたるこの会の目的、方針を達成するために必要な諸活動を積極的に行う。

○体育委員会

会員の健康と体育関係会務の企画運営にあたり、学校体育及び学校保健に協力する。

○広報委員会

広報活動にあたり、会員相互の教養・文化の向上に努める。

○北っ子安心委員会

学校の生徒指導や安全指導と連携し、地域における児童の健全育成や生活安全に関する会務の企画運営にあたり、また、他の委員会と連携し援助活動、および研修に努める。

○きたきた祭り企画委員会

きたきた祭り企画委員会は、本校イベントであるきたきた祭りの企画運営（出店・ステージ・バザー等）の全般を担うとともに、各委員会の窓口となり、出店活動等のサポートを積極的に努める。



春日北小 P T A 活動

学年委員会

★学校と家庭のコミュニケーションを図るための活動をしています。

① 親子ふれあい活動の企画運営【例】

- 1年 転がしドッジボール 2年 ドッジビー
- 3年 ドッジボール 4年 フォトフレーム作り
- 5年 もの作り 6年 ナイトウォークラリー

② 「きたきた祭り」への出店の企画運営【例】

- フランクフルト スーパーボール ミニゼリー
- からあげ ジュース フライドポテトなど

地区委員会

- ★各地区による交通安全立番作成（各地区で計画）
- ★各地区によるラジオ体操当番作成（各地区で計画）
- ★子ども110番の家を確認してもらいます。（委嘱・継続等の確認、及び新規のお願い）
- ★「きたきた祭り」への出店の企画運営

ひまわり委員会

＊ひまわり学級保護者のみ所属可

- ★各種研修会への参加
- ★講演会の企画運営 など

春日北小学校において、保護者の皆様には、必ずどこかの委員会に所属していただくという「全会員参加制」をとっています。これは、保護者の皆様に、学校・児童との関係をより緊密にしていただきたいという願いを込めた制度です。どうぞこの趣旨・制度をご理解いただき、PTA活動に参加していただくようお願いします。

春日北小PTAは、8つの委員会で構成しています。各委員会には、PTA本部役員がそれぞれサポートにつき、活動がスムーズに進められるようにしています。

広報委員会

- ★PTA新聞「きらら」を発行します。そのための取材活動や紙面作りの活動が中心です。

体育委員会

- ★運動会時の道具管理やテント撤収
- ★「きたきた祭り」への出店の企画運営 など

生活文化委員会

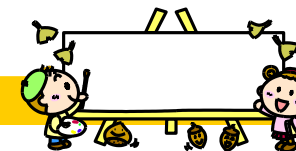
- ★研修会等への参加をします。
- ★おゆずり会の運営 など
- 「もったいない！！」を無くしましょう。
- ★「きたきた祭り」への出店の企画運営 など

北っ子安心委員会

- ★年間1回（予定）の古紙回収の準備運営。
- ★年間を通して、3回程度の校区内外防犯パトロールを実施。（いんにゃく神社夏祭り・川上峡花火大会・運動会等）
- ★夏休みの親子ふれあい除草作業の手伝いなど
- ★「きたきた祭り」への出店の企画運営 など

きたきた祭り企画委員会

- ★秋に実施予定の「きたきた祭り」の企画を練って当日も準備から片付けまでしていきます。子どもの大好きなこの祭りに積極的に関わろうという委員会です。



令和8年度 春日北小学校 主な行事予定

〈1学期〉		
4月7日	(火)	1学期始業式
4月10日	(金)	入学式
4月17日	(金)	学年・学級懇談会
5月7日～12日		個人懇談①
5月1日	(金)	1年生を迎える会・歓迎遠足（お弁当）
5月15日	(金)	授業参観・PTA総会
6月7日	(日)	佐賀市一斉学校フリー参観デー（お弁当）
6月18日～19日		宿泊学習（5年）
7月17日	(金)	1学期終業式
7月13日～16日		個人懇談②

〈2学期〉		
9月1日	(火)	2学期始業式
10月18日	(日)	第31回 運動会
11月15日	(日)	フリー参観デー（授業参観）・きたきた祭り（お弁当）
11月20日	(金)	バス旅行（1～4年）（お弁当）
11月26日～27日		修学旅行（6年）
12月18日～23日		個人懇談③（希望制）
12月24日	(木)	2学期終業式

〈3学期〉		
1月8日	(金)	3学期始業式
1月29日	(金)	授業参観
2月26日	(金)	ありがとう集会 なかよしランチ（お弁当）
3月15日	(月)	お別れ式
3月16日	(火)	第31回 卒業証書授与式
3月19日	(金)	年度末学年懇談会
3月24日	(水)	修了式 辞任式

※予定ですので、変更になる場合もあります。

令和8年度 春日北小学校 P T A 一般会計予算(案)

《収入の部》

(円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	前年対比	説 明
会費	1,493,280	1,511,520	△ 18,240	(第1子397+職員29)×250円と第2子138×130円の各12か月分
研修負担金	15,000	15,000	0	研修参加費 個人負担分
繰越金	1,891,589	2,013,972	△ 122,383	前年度繰越金
雑収入	1,000	64	936	
合 計	3,400,869	3,540,556	△ 139,687	

《支出の部》

(円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	前年対比	説 明
運営費	715,000	715,000	0	
会議費	20,000	20,000	0	お茶・コーヒー・光熱費等
事務費	90,000	90,000	0	封筒・名札・用紙等・総会事務費等
渉外費	30,000	30,000	0	P T A 会長活動費
記念品費	200,000	200,000	0	卒業式記念品、祝辭代・辞任式花束代
慶弔費	20,000	20,000	0	香典料
市P県P負担金	250,000	250,000	0	県P 負担金・市P 負担金
大和町ブロック協議会負担金	5,000	5,000	0	大和町 P T A ブロック
県互助会費	100,000	100,000	0	県安全互助会費
活動費	1,620,000	1,870,000	△ 250,000	
研修費	200,000	200,000	0	研修参加費等
九P大会研修費	150,000	150,000	0	開催地：宮崎
PTA新聞印刷費	300,000	300,000	0	きらら年2回
委員会活動費	350,000	350,000	0	14委員会
教育奨励費	220,000	220,000	0	講師謝礼代・運動会暑さ対策等
清掃奉仕飲料代	100,000	100,000	0	ふれあい除草作業お茶代
ふれあい親睦行事費	150,000	150,000	0	係留バルーン等
運動会警備員雇用費	100,000	100,000	0	駐車場警備員代
周年事業積立金	50,000	300,000	△ 250,000	周年事業会計へ
教育振興費	20,000	20,000	0	
環境補助費	20,000	20,000	0	ペンキ代、消毒等
雑費	10,000	10,000	0	
予備費	1,035,869	925,556	110,313	
合 計	3,400,869	3,540,556	△ 139,687	

令和8年度 春日北小学校 P T A 特別会計予算(案)

《収入の部》

(円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	前年対比	説 明
補助金	30,000	30,000	0	
佐賀市資源物回収補助金	10,000	10,000	0	
社会福祉協議会補助金	20,000	20,000	0	
雑収入	561,063	581,063	△ 20,000	
預金利息	63	63	0	
きたきた祭り余剰金	1,000	1,000	0	
きたきた祭り準備金戻入金	550,000	550,000	0	
古紙回収売り払い代	10,000	30,000	△ 20,000	
繰越金	649,279	1,029,779	△ 380,500	
合 計	1,240,342	1,640,842	△ 400,500	

《支出の部》

(円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	前年対比	説 明
事業費	800,000	1,050,000	△ 250,000	
備品購入費	200,000	200,000	0	
きたきた祭り準備金	550,000	550,000	0	
周年式典準備積立金	50,000	300,000	△ 250,000	周年事業会計へ
予 備 費	440,342	590,842	△ 150,500	
合 計	1,240,342	1,640,842	△ 400,500	

令和8年度 春日北小学校 P T A 周年事業特別会計予算(案)

《収入の部》

(円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	前年対比	説 明
雑収入	100,010	600,010	△ 500,000	
預金利息	10	10	0	
周年式典準備積立金	100,000	600,000	△ 500,000	一般会計、特別会計より積み立て
繰越金	1,725	612,019	△ 610,294	
合 計	101,735	1,212,029	△ 1,110,294	

《支出の部》

(円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	前年対比	説 明
事業費	0	1,000,000	△ 1,000,000	
周年事業式典準備金	0	1,000,000	△ 1,000,000	式典準備、記念作品制作費、記念Tシャツ作成費等
			0	
			0	
			0	
予 備 費	101,735	212,029	△ 110,294	
合 計	101,735	1,212,029	△ 1,110,294	

令和8年度 佐賀市立春日北小学校給食費会計予算書(案)

1. 収入の部

項目	前年度予算	今年度予算	備考
児童給食費	¥22,216,195	¥0	¥0 × 98 名 × 175 回 (1年) ¥0 × 245 名 × 182 回 (2~4年) ¥0 × 94 名 × 181 回 (5年) ¥0 × 99 名 × 178 回 (6年)
職員給食費	¥2,883,000	¥2,928,000	¥320 × 50 名 × 183 回 (職員)
前年度繰越金	¥495,683	¥475,245	
その他 (佐賀市補助金)	¥7,140,275	¥30,542,689	
その他		¥50,000	教育実習、試食会、利息等 ¥50,000
合計	¥32,735,153	¥33,995,934	

2. 支出の部

項目	前年度予算	今年度予算	備考
主食費(パン・米飯)	¥4,849,188	¥6,669,243	¥63.2 × 98 名 × 175 回 (1年) ¥63.2 × 245 名 × 182 回 (2~4年) ¥63.2 × 94 名 × 181 回 (5年) ¥63.2 × 99 名 × 178 回 (6年) ¥63.2 × 50 名 × 183 回 (職員)
ミルク費	¥7,112,835	¥7,532,446	¥71.4 × 98 名 × 175 回 (1年) ¥71.4 × 245 名 × 182 回 (2~4年) ¥71.4 × 94 名 × 181 回 (5年) ¥71.4 × 99 名 × 178 回 (6年) ¥71.4 × 50 名 × 183 回 (職員)
副食費(おかず)	¥20,227,448	¥19,566,631	¥185.4 × 98 名 × 175 回 (1年) ¥185.4 × 245 名 × 182 回 (2~4年) ¥185.4 × 94 名 × 181 回 (5年) ¥185.4 × 99 名 × 178 回 (6年) ¥185.4 × 50 名 × 183 回 (職員)
その他	¥545,683	¥227,614	
合計	¥32,735,153	¥33,995,934	

上記のとおり学校給食費会計の予算を提出します。

令和8年4月30日

佐賀市立春日北小学校

校長 下田 正弘



校納金（教材費等）の納入について（お知らせ）

下記のとおり、校納金（教材費等）の徴収を計画しておりますので、口座振替が確実に行えるよう、振替日の前日までに必ず振替登録口座への入金をお願いします。

1 口座振替日

毎月28日（土、日、祝日の場合は翌日）

ご登録いただいている口座から、以下の振替日に引き落としをいたします。

月	振替日	月	振替日	月	振替日
5月分	5月28日	8月分	8月28日	11月分	11月30日
6月分	6月29日	9月分	9月28日	12月分	振替なし
7月分	7月28日	10月分	10月28日		

※年払いを選択されているご家庭の振替日は、5月28日です。

2 費目ごとの集金額

【教材費】5月～11月：学年ごとに金額が異なります。

【PTA会費】5月：3,000円（最長兄姉）、1,560円（弟妹）

【スポーツ振興センター掛金】5月：460円

※毎月、振替日の1週間前に「れんらくん」にて、振替日及び集金額をお知らせします。

3 振替手数料

お子様一人一回につき振替手数料が必要です。

金融機関名	振替手数料	金融機関名	振替手数料
佐賀銀行	55円	J A さが	22円

4 未納となった（振替日に引き落としができなかった）場合の対応

① お子様を通じて専用の納付書を配付しますので、JA窓口で納付してください。

※納付書での振込手数料（22円）は保護者様負担となりますのでご了承ください。

② 納付書の納入期限を過ぎた場合は、学校よりご家庭に電話連絡をします。

③ ②でもご入金がない場合は、「未納額に対しての支払い計画書」や「誓約書」を提出していただく場合がありますので、ご承知おきください。

*佐賀市では、PTA会費以外の費目について児童手当から天引きする制度があります。残高を気にする必要もありませんし、振替手数料も発生しません。

年度途中の変更も可能ですので、希望される方は、春日北小事務室（62-5988）までご連絡ください。

春日北小学校PTA会則（案）

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は、春日北小学校PTAと称し、事務局を春日北小学校に置く。
- 第2条 本会は、春日北小学校児童の保護者と教職員で組織し、会員はいずれの委員会に属さなければならない。
- 第3条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校および地域社会における児童の幸せと健やかな成長を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1) 児童の健全育成に関する事業
 - 2) 教育的環境整備に関する事業
 - 3) 会員相互の親睦と研修に関する事業
 - 4) その他本会の目的達成に必要な事業

第 2 章 本部役員・委員

第5条 本会には次の本部役員・委員をおく。

会 長	1名	(保護者)
学 校 長		1名	(学校長)
副 会 長	5名程度	(保護者)
幹 事	4名程度	(保護者)
事 務 局	2名	(教頭・主幹)
会 計	5名程度	(保護者・学校事務)
監 査	2名程度	(保護者代表・職員代表)
地区委員会	委員長1名、副委員長若干名	
学年委員会	各学年委員長1名、副委員長若干名	
ひまわり 委員会	委員長1名、副委員長若干名	
専門委員会	各委員長1名、副委員長若干名	

第6条

- 1 役員は次の方法で選出し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。なお欠員の補充をして就任した場合の任期は前任者の残りの期間とする。
 - ・ 会長・副会長は、正副委員長会で推薦し、総会で決定する。
 - ・ 幹事・事務局・会計・監査は、会長が推薦し、総会で決定する。
- 2 各委員と委員長は、次の方法で選出する。委員長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - ・ 地区委員は各地区で互選する。
 - ・ 学年委員と専門委員は、各学級で互選する。

- ・ ひまわり委員会への所属は、ひまわり教室の保護者に限り、各自の希望により決定する。ただし、希望者の人数により休会もありうる。
- ・ 委員会の委員長及び副委員長は、各委員会で委員の中より選出する。
- ・ 学校職員は、各委員会に所属する。

第7条 本会に顧問をおくことができる。任期は1年とし再任を妨げない。顧問は会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

第8条 本部役員及び監査の任務は次の通りとする。

- 1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
- 3) 校長は学校を代表し、本会に参画する。
- 4) 幹事、事務局、会計は会長が委嘱する。
幹事は草案の企画立案及び作成にあたり、事務局は会議の記録・通信その他書類等の保管を行う。会計は会計事務にあたる。
- 5) 監査は本会並びに学校給食の業務会計の監査にあたる。監査は地区委員会・学年委員会・ひまわり委員会並びに生活文化委員会・体育委員会・広報委員会・北っ子安心委員会・きたきた祭り企画委員会の正副委員長を兼ねることはできない。

第 3 章 機 関

第9条 本会に次の機関を置く。

- 1 総 会
- 2 正副委員長会
- 3 本部役員会
- 4 地区委員会
- 5 学年委員会
- 6 ひまわり委員会
- 7 専門部会
 - (1) 生活文化委員会
 - (2) 体育委員会
 - (3) 広報委員会
 - (4) 北っこ安心委員会
 - (5) きたきた祭り企画委員会
- 8 その他、必要に応じて選考委員会を置く。

第10条 総会は、全会員をもって構成され、最高の決議機関であり、毎年1回開くことを原則とする。ただし、会長は必要に応じ臨時にこれを開くことができる。

- 第11条 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）で成立する。総会の議決は、出席者の過半数の賛成で成立する。
- 第12条 総会は、次の事項について協議決定する。
- 1) 基本方針
 - 2) 予算・決算
 - 3) 会則の改訂
 - 4) 会長・副会長の承認
 - 5) その他会長が必要と認める事項
- 第13条 正副委員長会は、本部役員及び正副委員長をもって組織し、年3回以上会長の招集で開く。
- 第14条 正副委員長会は、総会に次ぐ決議機関で次の事項について協議決定する。なお議決は、出席者の過半数の賛成で成立する。
- 1) 総会決議事項の企画運営
 - 2) 総会に提出する議案の作成
 - 3) 会長・副会長の推薦
 - 4) その他会長が必要と認める事項
- 第15条 本部役員会は、会長・学校長・副会長・幹事・事務局・会計をもって組織し、必要に応じて会長がこれを招集し次のことを行う。
- 1) 総会・正副委員長会決議事項の事業計画運営
 - 2) 各専門委員会事業の調整
 - 3) 総会・正副委員長会に提出する議案の作成
 - 4) その他会長が必要と認める事項の審議
- 第16条 本会の地区委員会・学年委員会・ひまわり委員会並びに専門委員会（生活文化・体育・広報・北っ子安心・きたきた祭り企画委員会）の目的、活動は次に定めるところによる。
- 1) 地区委員会は、地区委員をもって構成し、児童の校外生活補導と安全保持に努め、学校と家庭、地域の連携を図り、社会生活において児童を正しく健やかに育てるための企画運営を積極的に行う。
 - 2) 学年委員会は、学級、学年の連絡調整にあたり、この会の目的、方針を達成するために必要な諸活動を積極的に行う。
 - 3) ひまわり委員会は、保護者間の連携を図り、この会の目的、方針を達成するために必要な諸活動を積極的に行う。
 - 4) 生活文化委員会は、本校児童及び会員の福利の増進にあたり、厚生会務の企画運営にあたるこの会の目的、方針を達成するために必要な諸活動を積極的に行う。
県PTA並びに市PTA等の活動に積極的に参画し、児童の健全育成や生活安全に関する文化的研修の企画運営に努める。
 - 5) 体育委員会は、会員の健康と体育関係会務の企画運営にあたるとともに、学校体育及び学校保健に協力する。

- 6) 広報委員会は、広報活動にあたるとともに会員相互の教養・文化の向上に努める。
- 7) 北っ子安心委員会は、学校の生徒指導や安全指導と連携し、地域における児童の健全育成や生活安全に関する会務の企画運営にあたる。また、上記の委員会と連携し援助活動、および研修に努める。
- 8) きたきた祭り企画委員会は、本校イベントであるきたきた祭りの企画運営（出店・ステージ・バザー等）の全般を担うとともに、各委員会の窓口となり、出店活動等のサポートを積極的に努める。

第17条 各委員会は必要に応じ、会長または委員長がこれを招集し運営にあたる。

第 4 章 会 費 ・ 会 計

第18条 本会の費用は、会費およびその他の収入をもってこれにあたる。

第19条 会費は次の通りとする。

保護者は、第一子(小学校で最長兄姉)については月額250円、
第二子以下(小学校に兄姉あり)については月額130円、
教職員は月額250円とする。

第20条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

第 5 章 会 務 先 決

第21条 この会の会務の遂行上で緊急な事態が発生した場合、またはこの規定に記載されていない事柄が発生した場合は、この会の規定に関わらず、本部役員会で協議の上、会長が先決処理することができる。

※付則 この規則は、平成 8年4月 1日よりその効力を発する。

平成14年4月 1日一部改正

平成15年5月16日一部改正

平成17年5月13日一部改正

平成18年2月10日一部改正

平成20年5月 9日一部改正

平成21年5月15日一部改正

平成22年5月14日一部改正

平成23年5月13日一部改正

平成24年5月11日一部改正

平成25年5月10日一部改正

平成27年5月15日一部改正

平成30年1月17日一部改正

令和 2年7月 3日一部改訂

令和 5年5月19日一部改正

令和 7年5月16日一部改正

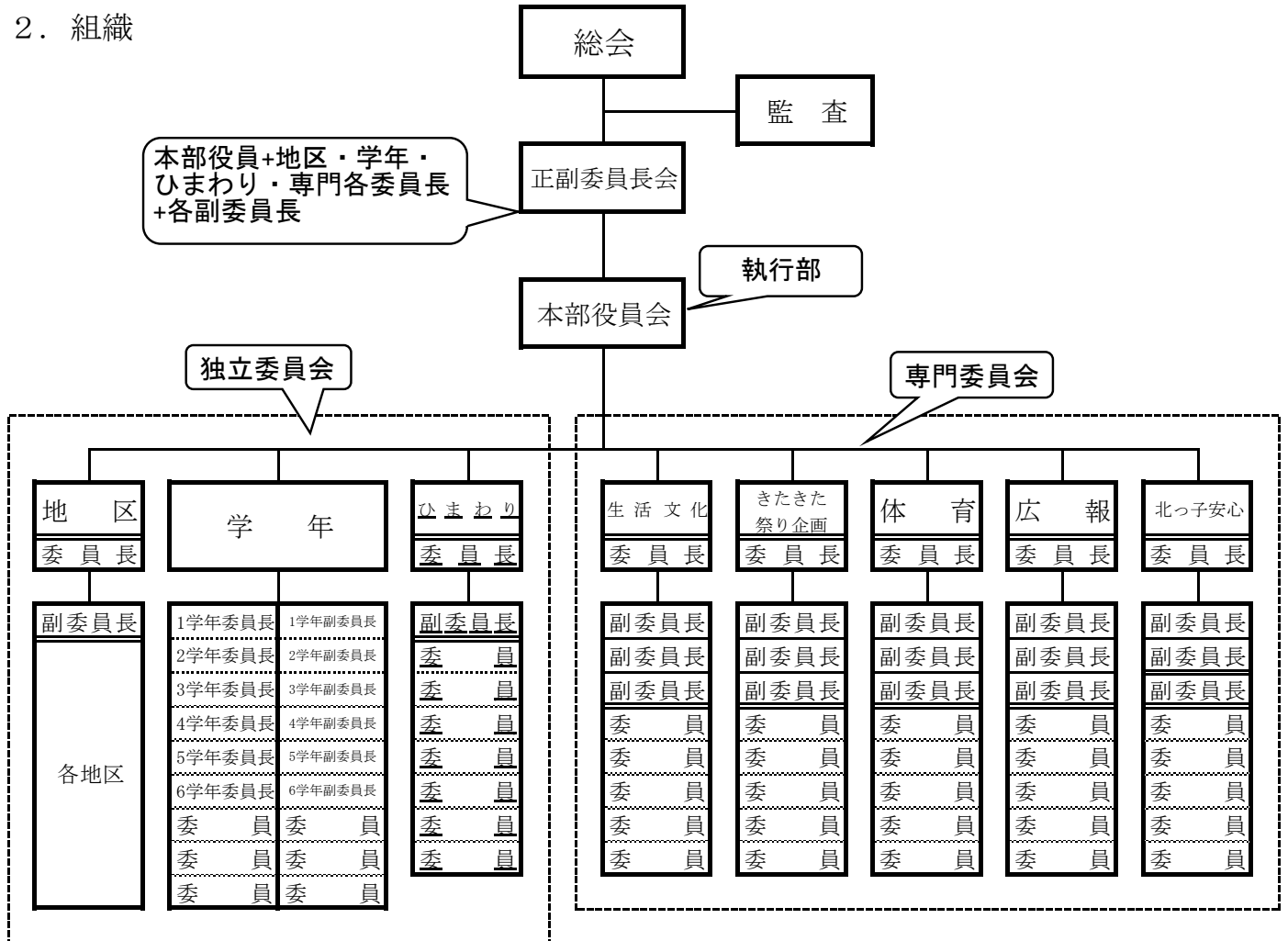
【参考資料②】

令和8年度春日北小PTA活動の概要

1. 目的

本会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校および地域社会における児童の幸せと健やかな成長を図ることを目的とする。

2. 組織



3. 活動内容

- ◆ 地区委員会 交通指導と地域とのふれあい
- ◆ 学年委員会 学級活動のお世話、親子ふれあい活動の企画運営、きたきた祭りへの出店の企画運営
- ◆ ひまわり委員会 各種研修会への参加、講演会の企画運営など
- ◆ 生活文化委員会 各種研修、講演会への参加、会員および学校の福利厚生
- ◆ 体育委員会 スポーツを通じた会員の交流や運動会の手伝いなど
- ◆ 広報委員会 PTA新聞の発行、各行事の写真撮影
- ◆ 北っ子安心委員会 古紙回収や除草作業など環境活動、各種イベントの協力
- ◆ きたきた祭り企画委員会 きたきた祭りの企画運営の全般を担う

春日北小 P T A 委員会内規

学校・家庭・地域が連携、一体となった活動を目指す春日北小 P T A は、(平成 17 年度施行全役員制のアンケート調査を行い結果を踏まえ、全役員制を委員会制に組織を改めた) 全会員参加による均衡ある委員会を組織し、公平・公正な役員選定により、地域と連携した活発な P T A 活動を目指す。

◆ 委員会内規は以下のとおり

- 1) 委員長の任期は原則 1 年とし、前期・後期、または学期ごとの委員長は認めない。副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の際はそれを代行する。副委員長の任期は原則 1 年とする。
- 2) 専門委員会(生活文化・体育・広報・北っ子安心・きたきた祭り企画)は、委員長 1 名、副委員長若干名を選出する。
- 3) 地区委員会は、各地区より 1 名(児童数 25 名程度以上の場合は 2 名)を選出し組織する。さらに、その中から輪番制で、委員長 1 名、副委員長若干名を選出する。ただし、委員から委員数の変更もしくは地区の統合や分離の要請が行われた場合は、本部役員定数の過半数の承認により決議する。
- 4) 学年委員会は、各学年毎に委員長 1 名、副委員長若干名を選出する。
- 5) ひまわり委員会は、委員長 1 名、副委員長若干名を選出する。なお、委員から委員会の休会、もしくは会員から委員会の復会の要請が行われた場合は正副委員長会出席者の過半数の承認により決議する。
- 6) 本部役員・もしくは委員長を歴任(以下「本部役員等」という)した際、原則として在籍中の本部役員等を免ずる。但し、本人が了解した場合この限りでない。
- 7) 委員長(生活文化・体育・広報・北っ子安心・きたきた祭り企画)は、原則として 4、5、6 年生の児童を持つ会員から選出する。ただし、副委員長については、この限りではない。
- 8) 委員長は、それぞれ所属する各委員の同意をえて、連絡調整のために委員会名簿と連絡網を作成し連絡を図る。また、個人情報保護の取り扱いは慎重を期し、目的外の使用を禁止し、正副委員長が管理する。
- 9) 各委員会の所属決定については、選考日に出席した者の希望を優先する。
- 10) 本部役員は必要に応じて各委員会と学校側の調整をし、委員会活動のサポートをする。
- 11) 委員会活動費の対象となる経費及び活動費の額は、委員会の諸活動にかかる活動費とする。ただし、飲食にかかる経費は除くものとする。この活動費は概算払いで交付する。
- 12) 会長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、委員会活動費の交付停止、若しくは交付した委員会活動費の一部又は全部の返還を命ずることができる。
 - (1) 活動費の執行が著しく適性を欠くと認められたとき。
 - (2) 活動費の使途に不正の行為があったとき。
- 13) 本内規は、正副委員長会出席者の過半数の承認により改正することができる。

※付則 この規則は 平成 26 年 5 月 9 日一部改正
平成 30 年 1 月 17 日一部改正
令和 7 年 5 月 16 日一部改正

【参考資料④】

春日北小学校PTA慶弔規程

制定平成8年 4月 1日

全部改正平成24年 4月 1日

一部改正平成30年 1月17日

(趣旨)

第1条 この規程は、春日北小学校PTA会則（以下「会則」という。）第2条に規定する春日北小学校PTA会員（以下「会員」という。）及び春日北小学校に在籍する児童（以下「児童」という。）に対し慶弔等が生じた場合は、その儀礼を果たすために慶弔について必要な事項を定める。

(慶弔の種類)

第2条 春日北小学校PTAが行なう慶弔の種類は、弔慰金、見舞金とする。

(慶弔事項の範囲)

第3条 慶弔する場合は、以下の各号のとおりとする。ただし、犯罪行為に関する場合は除く。

- (1) 会員が死亡したときは、弔慰金5,000円とする。
- (2) 児童が死亡したときは、弔慰金5,000円とする。
- (3) 前各号にかかわらず会員及び児童が会則第4条の規定で実施するPTA事業活動中に死亡した場合は、10,000円とする。
- (4) 児童が4週間以上入院した場合、又は春日北小学校教職員（以下「教職員」という。）が2週間以上入院した場合、春日北小学校PTA会長（以下「会長」という。）の判断により見舞金3,000円を呈することができるものとする。
- (5) 教職員が転勤又は退職したときは、記念品として花束を贈呈することができる。
- (6) その他、会長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により慶弔を受けた者は、返礼供応をしない。

(弔電)

第4条 会長が必要と認めるときは会長名で弔電を打電できるものとする。ただし、犯罪行為に関する場合は除く。

(連絡方法)

第5条 第3条に規定する慶弔の連絡方法及び範囲は、個人情報に配慮し、以下の各号のとおりとする。

- (1) 会員の場合の連絡方法及び範囲は、会則第15条で規定する本部役員会（以下「本部役員会」という。）で協議決定するものとする。
- (2) 児童の場合の連絡方法及び範囲は、本部役員会並びに当該児童の属する学年の学年委員（以下「学年委員」という。）及び学年担任で協議決定し、学年委員から連絡するものとする。

(予算)

第6条 春日北小学校PTA一般会計慶弔費の予算から支出するものとする。

(疑義の決定)

第7条 この規程に定めのない事項で疑義が生じたときは、本部役員会に諮り決定する。

附 則

- 1 本規程は、本部役員会で審議し、会則第10条で規定する総会の議決により改正することができる。
- 2 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

※付則 この規則は 平成30年1月17日 一部改正